

●質問及び回答

羊ヶ丘配水池躯体健全度調査業務

No	質問日	公表日	質問事項	回答
1	7/5	7/7	<p>資格要件にコンクリート診断士の記載があります。            技術士（建設部門 鋼構造及びコンクリート）も国交省登録資格に含まれる            コンクリート診断士と同等資格と思われませんが、技術士（建設部門 鋼構造            及びコンクリート）資格保有者を主任技術者とする事は可能でしょうか。            もし不可とされる場合は、お手数ですがその理由を教えてください。</p>	<p>本業務は水道施設である配水池についてコンクリート構造物の現地調査・診断を行うものです。            この業務を遂行する上で、コンクリートの品質劣化等の診断における計画、調査・測定、予測、            評価及びそれらの管理、指導等を実施する能力のある技術者が必要です。この条件を満たす            技術者として「コンクリート診断士」の資格を有する者のみを認め、主任技術者として配置する            こととしています。</p>
2				